

第178回定例研究会

6月15日(木)

於:国労会館およびZoom

「雇用類似の働き方」に対する 各国の裁判・法規制と日本への示唆

報告者: 脇田 滋 氏 (龍谷大学名誉教授)

●「フリーランス」は自由な働き方?

最近、日本政府が使う「フリーランス」という用語は、「労働者」か、独立した「自営業者」かの区別という、労働法にとって一丁目一番地の問題です。アメリカ政府は、これを「意図的に自営業と分類して労働法適用を逃れる違法雇用慣行」として「誤分類」と呼んで、労働行政が率先して取り締まってきました。しかし、日本政府は、世界共通で使われるようになった「誤分類」という言葉を使いません。政府が使う「フリーランス」の語源は、「Free (自由)」な「槍 (Lance)」、つまり、中世の野武士、自由騎士を指す言葉。自由騎士は報酬によって戦いに参加し、特定の君主に服従したり拘束されない立場。それが転じて「自由契約」、(個人)請負や委託契約で働く、作家、写真家などの専門職に使われることになったのです。「フリーランス」は、「専門家で高額報酬を得て好きなときに自由に働く人」というイメージを抱かせる点できわめて問題の多い用語法だと思います。

●「フリーランス」の拡大を狙う政府・財界

2020年からの「コロナ禍」は、「労働者」としての保護がない自営業形式就労者の無権利を一挙に可視化しました。まず、雇用によらない自営業者などは突然の契約打ち切りでも「休業保障」がないことが明らかになり、他にも多くの無権利が注目されました。とくに、感染危険の中で働く二輪車、四輪車による宅配労働者の多くが個人請負扱いで、余りに過酷なノルマ、低賃金、無権利なことも新たな問題として浮かび上がってきました。しかし、政府・財界は「フリーランス」という名前で「非雇用」拡大政策の基本は変えず、わずかな「改善措置」で無権利労働を固定化してしまいかねません。2021年の「フリーランス・ガイドライン」や、今年上程された「フリーランス新法案」には、「誤分類」排除の前提がなく、また、労災保険「特別加入」拡大も、特別加入制度の問題点はそのまま抜本的な改善とは言えません。ILOなど、世界は「誤分類」を是正し、さらに自営

業者に労働法を拡張適用しようとしています。日本も世界の動きに沿った対応が求められます。

●戦後の「広い労働者概念」から後退を続けた労働行政・労働法

戦後の日本は、「労働者」を広く捉え、労働組合法や労働基準法などを適用して、多くの労働者の権利を認めました。しかし、1980年代以降の規制緩和で、パート、派遣、契約社員などの非正規雇用が広がり、労働者に対する使用者責任が不明確になるなど、労働法・労働行政が大きく後退しました。とくに、下請・派遣労働が広がり、労災などの被害が非正規雇用に集中しました。1985年には、政府は、内勤正社員をモデルとする狭い「労働者」概念を採用しました。裁判所も、その影響を受けて消極的な判断に変わりました。

●疑わしきは労働者の利益に

EUは、2017年「社会権の柱」を重視することを宣言し、柔軟性か安全性か、曖昧であった、従来の「フレキシキュリティ」政策から、社会的保護重視へ大きく方向転換しました。OECDも、従来の新自由主義的な政策から、労働組合や団体交渉を重視する「社会的包摂」へ大逆転をしました。依然として、新自由主義的な規制緩和政策に囚われた日本とは異なる具体的な法規制が現れています。また、2020年のILO総会では「誤分類」問題が議論され、2025年総会議題でプラットフォーム労働が取り上げられています。日本とは違い、EUやILOは、具体的で積極的な法規制を進めているのです。

●むすび フリーランスをめぐる運動の課題

- ①広い労働者概念に基づき「偽装」を取締まり、「誤分類」規制を徹底すること
- ②雇用上の地位に関連して、「雇用の推定」=立証責任転換を導入すること
- ③集団的権利を徹底して保障すること (労働組合の役割はきわめて大きい)
- ④AIによる監視・アルゴリズムを規制すること
- ⑤労働・社会保険加入拡大、社会保護の改善

*連絡先: 〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号 (静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>